

さりげなく、ともに生きる!!
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。

2018年2月号 No.248

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人

下諏訪町社会福祉協議会

社協だより

大勢の皆様にご協力いただきました!! ありがとうございます!!

街頭募金運動・もちつき会・バザー

とどけ! しもすわのあったかい気持ち!!



下諏訪町社会福祉協議会 下諏訪町ボランティア連絡協議会

歳末地域ささえあい事業

イオン諏訪店様・西友下諏訪店様・ビック1岡谷店様、今年も
募金活動場所をご提供くださり、ありがとうございました。

→ 街頭募金運動



← もちつき会



→ バザー

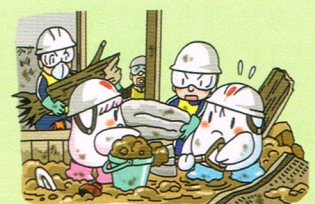


ご協力、
ありがとうございます。



街頭募金・もちつき会・バザーの募金及び売上金は、**総額346,498円**になりました。
皆様のお気持ちは、

- ① 台風18号大分県災害義援金
 - ② 平成29年7月5日からの大雨災害義援金
- として被災地の共同募金会へ送金しました。



ご協力いただきました住民の皆様、ボランティアの皆様、ありがとうございました。

社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 定款 紹介コーナー

※ 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会定款（昭和51年10月27日認可）の全部改正が行われたので今年度の社協だよりの中で紹介をしていきます。全8回の予定です。今回は7回目になります。

（前回まで全9回の予定とご案内していましたが、掲載上の都合で全8回になります。）

第9章 事務局及び職員（前号よりの続きになります。）

（基本財産の処分）

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の

福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第38条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第42条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める本会経理規程（平成25年規程第1号）により処理する。

お墓まいりばす

ご利用お待ちしております

交通手段及びお身体状況などで、お墓まいりに行くことが大変な方を送迎でお手伝いいたします。

下諏訪町及び近隣市町村の墓地へ送迎いたしますので、ご利用ください。

実施日：平成30年3月16日（金）（雨天時延期）

内容：町内及び隣接している岡谷市内、諏訪市内の墓地への送迎
（マイクロバス又はワゴン車で安全に行ける範囲内で実施します。）

対象者：町内に居住し、町内及び隣接している岡谷市内、諏訪市内に墓地があり、
①60歳以上の者及びその付き添い1人
②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者
及びその付き添い1人 *その他、社会福祉協議会にご相談ください。

定員：20人

利用方法：ご希望の方は、下記にご連絡ください。

〈お問い合わせ〉 社協・生活応援センター TEL 27-8886 FAX 27-0890



社協健康教室

講座①：講師 寺島 清 さん 講座②：講師 社協職員

開催時間：午後1時30分～2時30分

※事前申し込み不要

日	曜日	講座①寺島	講座②社協	日	曜日	講座①寺島	講座②社協
1	木	萩倉公会所		15	木		萩倉公会所
2	金	赤砂公会所		16	金	菅野町会館	
3	土			17	土		
4	日			18	日		
5	月		第九区公会所	19	月		
6	火		富部公民館	20	火	富部公民館	
7	水		菅野町会館	21	水		明新館
8	木	四王公会所		22	木		四王公会所
9	金	高木公民館		23	金		清水町公会所
10	土			24	土		
11	日			25	日		
12	月	送迎あり 平和館と合同		26	月		高木公民館
13	火		社東町公民館	27	火	社東町公民館	
14	水	明新館		28	水	第九区公会所	

◆祝日や都合のため、講座の予定が変更になることがあります。

※平和館・明新館合同健康教室 13:00 平和館前 → 明新館

【お問い合わせ】 社協・生活応援センター TEL 27-8886

社協会費にご協力いただき、誠にありがとうございました!!

☆特別会費にご協力いただきました事業所の皆様 (敬称略・五十音順)

平成29年12月12日現在

あいおいニッセイ同和損害保険株	興和工業(株)	諏訪金属(株)	高林ベニー(株)
中部労務管理事務所	(有)長崎酒店	(有)南大門	森田政彦司法書士土地家屋調査士事務所
RISSHI 立志	以降につきましては、随時掲載いたします。		

あたたかなご厚志ありがとうございました。

12月 故 佐藤 州弘 様 寄付 故 須田 音次 様 寄付 故 武井 由美 様 寄付 故 山岡 旭 様 寄付 物品寄付 匿名 様 切手多数 匿名 様 介護用品 歳末たすけあい募金 長野県理容生活衛生同業組合 岡谷支部青年部 様 慈雲寺花園会女性部 様 下諏訪町連合婦人会 様 匿名 様 公益財団法人全国友の会諏訪友の会 様 日本電産サンキョー 労働組合下諏訪支部 様 ガールスカウト 長野県第15団 様 小林 偉利 様 下諏訪町職員組合 様			
11月 匿名 様 故 高木 基喜 様 寄付 故 小口 茂 様 寄付 高木 基幸 様 小口 朗 様			
遺志金 佐藤 千和子 様 須田 玲子 様 武井 直樹 様 山岡 哲 様			



ぷらっと広場

ぷらっとルーム

にお越しく下さい!!

場所：イオン諏訪店フードコート敷地内

「相談」というわけではないんだけど…

「子どもがなかなかご飯を食べてくれない」

「病気と言われたけど、生活が心配」

「親には話せないけど、聞いてほしい」

「仕事してみようかな」 など

買い物ついでに、ちょっ
と話したり、聞いてみたり
しませんか。



2月の日程

2月1日(木) 午後1時～午後3時

話す内容：お金・生活について

話し相手：まいさぼ信州諏訪

2月8日(木) 午後1時～午後3時

話す内容：障がいサービスについて

話し相手：ゆらり相談支援センター

2月15日(木) 午前10時～正午

話す内容：子どもや障がいのある方
の生活について

話し相手：元家庭児童相談員

下諏訪町役場職員

2月22日(木) 午後1時～午後3時

話す内容：お金・生活について

話し相手：まいさぼ信州諏訪